



新年あけましておめでとうございます。年頭に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

(はじめに)

経済活動のグローバル化が進む中、近年の新興国の著しい成長等により、国際競争はますます激化しています。このような状況において、我が国が他国との競争に勝ち抜いていくには、イノベーションの促進による国際競争力の強化が必要不可欠となっています。そのため、技術革新や市場変化に的確に対応した知財制度の構築が求められており、権利付与の迅速化をはじめとする知財環境の整備が重要となっています。

このような観点から「知的財産推進計画2004」において「2008年においても特許審査の順番待ち期間を29ヶ月台にとどめつつ、2013年には11ヶ月に短縮する」という特許審査の迅速化についての目標が掲げられました。そして、特許庁はこの政府が掲げた目標の達成を大命題とし、審査官の皆様を始めとする全庁職員が丸となった努力を積み重ね、2008年の目標を見事に達成しています。改めて審査官の皆様のご尽力に心から感謝いたします。

その一方で、2008年の目標は達成したものの、特許審査の順番待ち期間が長期化した状態であることは事実です。2013年に審査順番待ち期間を11ヶ月にするという目標達成を含め、早期の権利付与という出願人の方々のニーズに応えるため、引き続き全庁丸となり、特許審査の迅速化に取り組んでいく必要があります。

さらに、昨年は、特許制度の総点検を行うべく、特許庁長官の私的研究会として特許制度研究会を設置し、①特許の活用促進、②多様な主体による利用に適したユーザーフレンドリーな制度の実現、③特許関係紛争の効率的・適正な解決に向けた制度整備、④特許保護の適切なバランスの在り方といった相互に関連する課題につ



特許技監
南 孝一

いて多角的に検討を行い、論点の整理を行いました。

(審査・審判の状況)

特許審査の現状を概観しますと、最近では毎月の1次審査件数が審査請求件数を大きく上回るなど、滞貨問題は改善の方向に向かっており、今後、審査順番待ち期間についても徐々に減少に転じていくと見込まれます。しかしながら、依然多数の滞貨を抱え、審査順番待ち期間が29ヶ月台からなかなか脱しないという状況の中、早期の権利付与を望む出願人の方々の期待に応えるためには、2010年以降も審査処理能力の維持・向上を図っていく必要があります。審査の質を維持しつつ、審査処理量の増強を続けていくことは容易なことではないと認識していますが、特許庁を取り巻く現状と特許庁に対する期待についてご理解いただき、引き続きご協力をお願いいたします。

また、イノベーションを促進するための特許審査の取組を行うことも重要です。昨年11月には先端医療分野における特許保護について、新用法・用量医薬、診断用測定方法の領域で特許保護の拡大を行う審査基準の改訂を行いました。また、環境に優しい「グリーン技術」に関する研究開発の成果をいち早く保護し、更なる研究開発の促進を図るため、省エネ、CO₂削減等の効果を有するグリーン発明について特許を受けようとする特許出願を早期審査・早期審理の対象に追加しました。さらに、スーパー早期審査については、昨年10月から国際出願(DO出願)を新たに試行の対象に加えています。

一方、これらの取組が意味のあるものとして機能し、特許審査・審判が出願人の方々のニーズに応えるものであるためには、中立、公正かつ適切に特許権の設定を行うという審査・審判の使命が果たされなければなりません。ここで審査・審判がその使命を果たすために重要な2つの点について改めて述べさせていただきたいと思います。

まず、1点目は、審査・審判の効率的な遂行です。迅速かつ確かな審査を実現するには、必要な審査官の確保、検索外注の質的・量的な拡充とともに、他庁のサーチ・審査結果の活用など様々な効率化の工夫をしなければなりません。また、審査・審判の効率化には、出願人や代理人の方々に協力を求めることも必要ですが、迅速かつ確かな審査・審判に向けた私たちの真摯な取組なしには、出願人や代理人の方々の理解と協力を得ることはできないと考えています。

2点目は、ぶれのない的確な審査・審判を行うことです。審査の質を高く維持することで、権利の安定性・予見性を確保し、出願人の方々のビジネスリスクを低減させることは、今後ますます重要であると考えています。審査官の皆様には、審査の質を、法令・審査基準等の指針に則っているか、出願人の皆様との意思疎通に留意しているか、的確なサーチがなされているか等の観点から多面的にとらえ、サンプルチェックやユーザー評価等のフィードバックの活用、適切な補正の示唆、適切なサーチの実行をお願いいたします。なお、適切なサーチのためには、データベースの整備とその有効活用が必要です。現時点でサーチが困難である文献のデータベース化、利用の容易化を進めるとともに、既存のデータベースについても、審査官の皆様へその活用方法の周知を図っていくことが必要だと考えています。

(特許審査のグローバル化)

経済のグローバル化の進展に伴い、世界の総特許出願件数は年間180万件以上に増加し、日米欧中韓の五大特許庁間での重複出願が40万件に達するなど、複数の特許庁に対し多数の重複出願がなされる状況が生じており、各国特許庁間で審査のワークシェアリングを推進することによるワークロードの削減が、各国共通の緊急の課題となっています。

このような状況の中、五大特許庁はワークシェアリングの必要性に関する認識を共有し、昨年から分類、IT関連、審査関連の3つの作業部会を設置して、ワークシェアリングを協調して進めるための10の基礎プロジェクトに取り組んでいます。

また、我が国が世界に先駆けて開始した特許審査ハイウェイ (PPH) のネットワークは着実な広がりを見せ、現在我が国における特許審査ハイウェイの対象国は11カ国となっています。そして、今年の1月29日からは、いよいよ日欧間でPPH試行プログラムが開始され、同時に、

三極特許庁間では、PCT出願の国際段階の結果に基づくPPHの申請が新たに可能となる予定です。また、JP-FIRST (JP-Fast Information Release Strategy) の実施も継続し、日本からのサーチ・審査結果の早期発信を強化しています。

これらのワークシェアリングの取組を有効に機能させるためには、審査基準や審査の質の国際調和を図ることが重要です。三極特許庁はこれまで法令・審査実務に関する比較研究及び事例研究を行っており、昨年は新規性についての比較研究を行い、法令・審査基準の異同を分析しました。さらに、日中韓においても日中韓特許審査専門家部会を設置し、特許法及び審査基準の比較研究を行うことで合意しており、昨年11月には第一回会合が行われています。あわせて、国際審査官協議などを通じて相互の理解や信頼を深めていくことも、重要な取組となっています。また、昨年1月から、三極共通出願様式による出願の受付が開始され、4月からはPCT国際出願にかかる共通出願様式の受付を開始し、制度調和を進めています。

このような様々なワークシェアリングや国際的な調和への取組を我が国がリーダーシップを発揮して進めることで、各国特許庁における出願手続の負担軽減や安定した権利の付与といった出願人の方々の利益にも繋げていきたいと考えています。

(出願人の方々の協力)

以上の取組を進めていくためには、出願人の方々の協力も不可欠です。出願人の皆様には、先行技術情報の事前調査を徹底し、その情報を戦略的に活用することなどにより研究開発戦略、出願・審査請求戦略を強化し、出願品質の向上、出願・審査請求の厳選、出願のグローバル化を進める取組を引き続きお願いしたいと考えております。また、特許審査ハイウェイの活用、出願をJP-FIRSTの対象とするための早期の審査請求のご協力、PCT出願の国際調査と国内審査の同時・近接着手の活用など、審査効率化の取組へのご協力もお願いしたいと考えております。

また、出願の代理人をされる弁理士の方々のご協力も審査・審判の促進には欠かすことができません。

審査官・審判官の皆様におかれましても、このような審査・審判を取り巻く状況および特許庁に対する期待を再度ご認識いただき、これまでの実績に誇りを持って職務にあたっていたいただきたいと思います。

最後になりましたが、本年も皆様にとって良い年となりますよう祈念いたしまして、年頭のご挨拶とさせていただきます。